

## 第224回 教育研究評議会 要録

日時	令和5年10月18日(水) 13時29分～15時02分
場所	遠隔会議：第一会議室、各研究室等
出席者	榊理事長、今岡学長、榎本理事、藤原副学長、久保副学長、西村副学長、黒子副学長、遊佐副学長、中山文学部長、山内理学部長、中山生活環境学部長、藤田工学部長、鈴木広光評議員、吉田容子評議員、酒井評議員、柳沢評議員、鈴木則子評議員、松本評議員、吉田哲也評議員、衣川評議員、高田評議員
欠席者	渡邊人間文化総合科学研究科長
列席者	三野監事、大久保監事、三谷監事、高須学長補佐、林総務課長、望月企画課長、川村人事課長、幸田財務課長、奥施設課長、岡田情報課長/学術情報課長、濱田国際課長、植田研究協力課長、米谷学務課長、桑原学生生活課長、早川入試課長、岩阪監査室長
議長	今岡学長

議事に先立ち、前回の記録について確認。

また、今岡学長から、教育研究評議会における各資料について、特段「本会議限り」との制限等が無い限り、基本的に学内構成員への共有は可能であることの説明があった。

### I 審議事項

#### 1. 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書について

榎本理事から、資料1により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。

#### 2. 令和4年度内部質保証モニタリング結果について

藤原副学長から、資料2により説明があり、審議の結果、高田評議員から、要改善事項6の「無理に実行する必要はない」という文言について、コストの問題はあるが中期的には機会があれば改善するという方向性を含んだ記載が良いのではないかとの意見があり、酒井評議員から、要改善の内容とする場合、毎年継続して同じ指摘が残り、かつ毎年進展が無い状況となることに疑問がある旨の意見があった。また文学部長から、バリアフリーの問題に関しては解決しなければならないという意識を持っていることを示していく必要があるのではないかとの意見があった。吉田哲也評議員から、実行困難な場合は代替案を検討するという記載がよいのではとの意見があり、その旨修正することとして承認し、役員会に付議することとした。

#### 3. 奈良国立大学機構の国際戦略案について

高須学長補佐から、資料3により説明があり、審議の結果、各部局及び関連の室等で検討し意見を集約の上、再度教育研究評議会で検討することとした。

文学部長から、本件は国際戦略センターから教育研究評議会に案が示され、さらに教育研究評議会から各部局へ検討依頼があったという認識であるが、どこへいつまでに意見提出をすればよいかとの質問があり、高須学長補佐から、あらためて期限を決めた上で部局の意見をとりまとめて教育研究評議会へ提出してほしい旨の説明があった。また文学部長から、内容が大学全体の教学に関わる方針を含むことから教育計画室での議論も必要ではないかとの意見があり、今岡学長から、そのように対応する旨回答があった。

松本評議員から、「分野戦略」の分野の記載に「情報工学」とある箇所について正しくは「情報」である旨指摘があり、修正することとした。

吉田哲也評議員から、本件の戦略の位置付けについて、あくまでも単に目標に過ぎないのか、もしくはこの内容が大学の決定事項として義務付けられるのかとの質問があり、高須学長補佐から、大学院に限った話として、強制するものではないが「分野戦略」に記載する英語対応は実現可能であり実際に分野を増やしていきたいと考えている旨説明があり、今岡学長から、本件については教育研究評議会の場

で議論することが目的であり、国際戦略センターがこういったビジョンを掲げることについて大学の構成員が意識することが大事である旨の説明があった。酒井評議員から、議論して結論が得られ、その結論が拘束力を持つことになるものが審議事項であるべきで、意見交換であれば報告事項とするかもしくは別のカテゴリーを設けたほうが良いのではないかと意見があった。

柳沢評議員から、「戦略の前提となる考え方」では教員の育成に重点を置いていると受け取られる記載、並びに「分野戦略」では留学の支援対象がAI・情報分野に強い学生のみとなっていると受け取られる記載となっており、これらが機構の戦略となり得るのか疑問であり、このままでは部局で議論することが困難であると思われ、さらにセンター内で検討を要するのではないかと意見があった。

衣川評議員から、前回の議論において「国内外へ奈良の魅力を発信」することが本戦略の最終目的であるような記載となっているとの指摘があったにもかかわらず前回からの修正が無いことに対し、指摘が反映されないのであれば教育研究評議会で議論をする意味が無いのではないかと意見があり、今岡学長から、本件について手続きを整理したいとの説明があった。

#### 4. 諸規程等の制定等について

##### (1) くるみん認定申請に伴う国立大学法人奈良国立大学機構一般事業主行動計画の変更について

人事課長から、資料4により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。

##### (2) 奈良国立大学機構非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則の一部改正について

人事課長から、資料5により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。

##### (3) 保育のための休暇の弾力的取扱いに伴う奈良国立大学機構職員の労働時間、休暇等に関する規程の一部改正について

人事課長から、資料6-1～6-2により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。

##### (4) 奈良国立大学機構職員給与規程の一部改正について

人事課長から、資料7により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。

##### (5) 定年延長に伴う奈良国立大学機構職員就業規則の一部改正等について

人事課長から、資料8-1～8-6により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。

##### (6) 共同研究等の実施におけるコスト計算の見直し等（アワーレート方式の導入）に伴う要項の制定と共同研究取扱規程等の一部改正等について

研究協力課長から、資料9により説明があり、審議の結果、施行後に大学構成員に説明する機会を設けてただちに見直しを行うこととして原案のとおり承認した。

松本評議員から、個人へのインセンティブとしないのであれば賛同できるが、教員は研究の対価としてすでに給与を受けており、共同研究も就業時間内に行うためインセンティブとしてさらに手当を受けるのは二重取りになるのではないかと、また研究費への配分の場合においても、共同研究であれば当該研究に必要な費用のみ企業に負担してもらえれば十分でありそれ以外の研究費まで拠出させることについて疑問である旨意見があった。

吉田哲也評議員から、教員本人が研究費の配分もしくは手当の支給自体の要・不要を選択できる制度設計であることから不要と判断した者は申請しなければよいこと、また今後本学のみならず日本全体が研究費もしくは給与をインセンティブとして自身で獲得していく方向に向かうのであれば、足掛かりとして本制度を導入してもよいのではないかと、との意見があった。

松本評議員から、自身で研究費もしくは給与を獲得していくという考え方は非常に危険であり、また人事院勧告の影響を運営費交付金の額に反映させないことを正当化する理由として使われかねないこと、医薬品等の治験の場合だと企業は無尽蔵に資金を提供する可能性があり犯罪につながりかねない危険性を含んでいるのではないかと意見があり、今岡学長から、本件のアワーレート方式は文部科学省及び経済産業省においてこの方針を進める動きがあり、他大学同様に本学も導入したいとの説

明があった。

高田評議員から、本件は給与に関わることであり、かつ本件に対する大学の構成員の理解は浅いと考えられるため、この場で導入という結論を出すことは拙速ではないかとの意見があった。

酒井評議員から、共同研究の定義、並びに今後共同研究契約を締結する場合はアワーレート人件費が必ず計上されることになるのかとの質問があり、研究協力課長から、まず定義については共同研究規程で規定する企業及び地方公共団体等との共同研究を指し、個人レベルでの共同の研究は含まないことの説明があり、また本方式の導入により契約時に本件の人件費を計上することについて企業と交渉が可能となることの説明があった。

衣川評議員から、給与に関するルールの変更という面においては過半数代表者への説明があったとのことだが、一方で教員の職務の一環としての受託研究及び共同研究に関するルールの変更という面において構成員全体で検討する場を提供願いたいとの意見があった。

柳沢評議員から、本方式の対象となる研究に従事する時間は通常の業務にプラスアルファされる業務外であると考えており、どこまで認めるかについて制限を設けないといけませんが現状それが無いことが問題であること、またそれに関連して学内でどういった共同研究が実施されているか構成員間で共通認識が必要ではないかとの意見があり、研究協力課長から、本件の研究に従事する時間については業務外ではなく教員の通常業務の範囲内であると認識していること、また要項案の附則に記載のとおり施行後3年を目途に見直す案であることの説明があった。

文学部長から、文学部では受託研究及び共同研究は教授会における承認を経ることとしているため、本方式の導入後においても、上限等の制限を設ける等コントロールする体制を整えることは可能である旨説明があった。

吉田哲也評議員から、本件の決定を1か月待つとするかどうか議長が判断したらどうかとの意見があり、今岡学長から、反対意見もあるが3年後に見直すという附則もあり今回は前に進める考えである旨説明があり、松本評議員から、採決を行うのはいかがかとの意見があり、文学部長から、構成員に深く伝わっているとは思えず、いったん方向性のみ承認して1か月後により良い制度を作ることができるのであればひとまず前に進めるという形でもよいのではないかとの意見があり、高田評議員から、1か月後が難しいのであれば例えば2週間で各部局に確認していただき2週間後にメール会議等で承認するといったことでもよいのではないかと、もしくは1週間だとしても部局の構成員に見ていただくのが重要である旨意見があり、吉田容子評議員から、時間を区切った場合でもどの程度見ていただければかわからず、本件については事務から大学の構成員に説明する場を設けてほしい旨意見があり、吉田哲也評議員から、この場で議長が承認をし、見直しを3年後でなければならぬということであれば納得できない構成員も多数いるため、1か月後もしくは2か月後に見直しの議論をするということを約束されるのであれば、組織の都合を鑑みて承認したとしても構成員の納得は得られないのではないかとの意見があり、今岡学長から、説明会を実施する旨説明があった。

## 5. その他 特になし

## II 報告事項

### 1. 本学の財務状況への今後の対応について

今岡学長から、本年の人事院勧告においては法人化以降前例を見ない規模で給与及び賞与の引き上げが勧告され、さらに光熱費及び物価高が同時に起きているため、今回の人事院勧告に対しては本学が行ってきた従来通りの対応では困難であることを役員総意として方針を確認したこと、具体的には給与については引き上げを行う一方で賞与については現状維持とすること、本件はすでに執行役会での協議を終え、来月に行う労使協議を経て来月の教育研究評議会へ付議することの報告があった。また今岡学長から、今後、今の厳しい財政状況を共有しつつ大学の魅力向上のために何ができるかを共に考えていきたいこと、並びに持続可能な財務状況をどのように作り上げたらよいかという議論を少しずつ始めていくが引き続き協力をお願いしたいとの説明があった。

2. 第12回経営協議会及び第31回役員会について  
今岡学長から、資料10により報告があった。
3. 教員養成の今後の在り方について  
今岡学長から、資料11により報告があった。
4. 第4期中期計画及び評価指標等の進捗確認について  
榎本理事から、資料12により報告があった。  
柳沢評議員から、評価指標の各年度における到達予測に対して達成状況を確認できる資料はこれまでの教育研究評議会に出ているかとの質問があり、榎本理事から、部局の評価担当者には達成状況が記載された全体版の資料を提供し、それにより評価企画室において統一的な基準で適切に評価されているか等も学内で点検可能となるようにしたいとの説明があった。
5. 令和5年度科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（女性リーダー育成型）」の採択結果について  
藤原副学長から、資料13により報告があった。
6. 京阪神スタートアップアカデミア・コアリション（KSAC）への参画について  
久保副学長から、資料14により報告があった。
7. 成績評価の根拠となる資料の保存に関する基本的な考え方（申合せ）について  
西村副学長から、資料15により報告があった。  
生活環境学部長から、LMSに保存するレポート等の資料もこの申合せの対象となるかとの質問があり、遊佐副学長から、LMSのシステムとしての対応は想定していないためLMSに保存されている電子ファイルについてはダウンロードした上で各教員において管理する方向性であること、並びにどのようにダウンロードするかについて現在検討を進めているとの説明があった。
8. ノートパソコン等購入費助成制度の廃止について  
西村副学長から、資料16により報告があった。
9. 国立大学協会「大学改革シンポジウム」について  
松本尚評議員から、資料17により報告があり、参加への呼びかけがあった。
10. 各室等からの報告について  
特になし
11. その他  
久保副学長から、秋の記念館一般公開について資料18により報告があり、学生等への周知依頼があった。

以上